

令和7年度子ども施策に関する意見書

石川県子ども政策審議会

県では、これまで「いしかわ子ども総合条例」及び少子化対策における県の行動計画である「いしかわエンゼルプラン」を拠り所に、プレミアム・パスポート事業やマイ保育園登録事業、一般事業主行動計画の策定対象企業の拡大など、先駆的な施策を講じながら、社会全体で子どもと子育てを支援する気運の醸成や仕組みの構築に取り組んできた。

また、子どもの権利が尊重される社会の実現に向け、「いしかわ子どもの権利基本条例」が令和7年12月に制定されている。

この意見書が、「児童の権利に関する条約」の精神や、「こども基本法」、「いしかわ子ども総合条例」、「いしかわ子どもの権利基本条例」のもと、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利が保障され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて施策のさらなる充実につながることを期待する。

人口減少・少子高齢化が進む中、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨からの復旧・復興を図りながら、引き続き、結婚や出産の希望がかない、安心して子どもを産み育てることができる社会づくりに向け、国の「こども未来戦略」や「こども大綱」などにも対応しつつ、ライフステージの進展に応じた施策のさらなる充実につながることを求める。

1 結婚支援

結婚は基本的に個人の人生観に関わることであるが、未婚者の約7割が結婚を希望する一方で、依然として未婚化が進行していることから、県では市町や企業等とも連携し、あいきゅん（「縁結びistによるお見合い」、「いしかわ縁結びイベント」、「いしかわ縁結びマッチング」）による出会いの機会の提供や「いしかわ婚活応援企業」による支援、「石川しあわせ婚応援パスポート」制度（愛称：婚パス）による経済的負担の軽減などの取組を進めている。

また、若者へのライフプラン支援の充実として、将来のライフデザインを希望をもって描くことができるよう、高校生や大学生等を対象としたセミナーの実施なども実施している。

石川県の令和6年合計特殊出生率は1.23と過去最低となったことから、出生数と相関関係があると言われている婚姻件数の増加に向けた取組のさらなる充実が必要である。

2 母子の健康の確保及び増進

県では令和5年7月に「いしかわ妊娠・出産サポートセンター」を立ち上げ、助産師による個別訪問などの相談支援を行っているところである。

引き続き、どの地域においても、安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、妊産婦への支援や、周産期・小児医療体制の充実を図ることが重要である。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援を提供するため、市町のこども家庭センターや関係機関によるサービス提供体制の充実に向けた取組を、市町や子育て支援団体などの民間とも連携し、地域で孤立することがないように進めていく必要がある。特に産後は、母親が心身の不調をきたしやすいことから、きめ細かな心身のケ

アや育児サポート等を行い、安心して子育てができるよう、産後ケアなどの支援体制の整備を図る必要がある。

加えて、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージにおいて、自らの希望する生き方ができるよう、広く県民に対し、妊娠前から妊娠・出産等に関する正しい知識の普及を図る、プレコンセプションケアの取組を推進するとともに、父親になる男性を対象に、その心構えや育児休業の取得方法などの情報提供や助言を行う取組が必要である。

さらに、不妊治療を受ける方が増えていることを踏まえ、引き続き、高額な医療費がかかる不妊治療への経済的支援や不妊治療を受けやすい職場環境づくりも含め、相談から治療まで、切れ目のない支援を実施する必要がある。

3 子ども・子育て支援の充実・強化

次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、健やかに成長することができる環境を整備するとともに、核家族化や地域におけるつながりの希薄化が進む中で子育て家庭における育児不安の解消や育児負担の軽減を図る必要がある。

そのため、乳幼児期から大人になるまでの心身の発達の過程を通じて、子どもの健やかな成長に対する支援や、子育て相談等にワンストップで対応できる妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供体制のさらなる整備・充実を進める必要がある。

未就園児を持つ家庭などの子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えていることから、マイ保育園をはじめ、子育て支援サービスや一時預かり等の充実、子どもや保護者同士の交流促進など、地域全体で子育て家庭を支援する取組が重要である。

また、子どもの健やかな育ちや、保護者の負担軽減を図るため、保護

者の就労要件等を問わず、満3歳未満児を対象に、通園に準じた保育サービスモデル的に提供する事業（在宅育児家庭通園保育モデル事業）については、来年度からは、全市町にて本格実施することとなる国制度の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に移行することとなる。円滑に国事業を実施できるよう市町を支援し、国制度の改善すべき点については、保育現場の声をよく聞きながら、国へ働きかけるとともに、引き続き在宅育児家庭が安心して子育てできる環境の充実に努める必要がある。

急速に少子化・人口減少が進む中、地域の保育所等による保育提供体制の維持が困難となることが懸念される。また、昨今の幼児教育・保育の現場での子どもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより、子育て世帯が不安を抱えていることから、安心して子どもを預けられる体制の整備を図る必要がある。

市町が行う持続可能な保育提供体制づくりの後押しを行うとともに、保育士等の人材の確保や処遇改善、質の向上が求められている。

人材確保の取組については、金沢周辺と人口減少が著しい能登などでは状況が異なるため、地域の実情に応じた対策を検討しながら行っていくとともに、「福サポいしかわ」の就職支援機能を強化し、就職マッチングのさらなる促進に取り組むほか、県内の養成校と保育関係者が意見交換をする場を設定する等、県内全域の人材確保に寄与していく必要がある。

また、幼児教育・保育の質の向上のため、保育士や保育教諭はもとより施設長も含め、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもを権利の主体として認識し、子どもの視点で幼児教育・保育を実践できるように研修内容の充実等を図る必要がある。また、幼保小接続を円滑にし、全ての子どもと保護者が、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、取組を一層推進する必要がある。

放課後児童クラブについては、安心して利用できる環境の整備に向け、必要な受け皿を確保できるよう市町が行う施設整備を支援するとともに、運営時間の延長や放課後児童支援員の確保及び質の向上への取組を一層進める必要がある。

また、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化のほか、多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料等の無料化、令和7年11月から全ての子育て世帯を対象拡大し、社会全体で子育てを応援する気運の醸成にもつながるプレミアム・パスポート事業などの取組を引き続き実施することが望まれる。

さらに、働きながら子育てをする家庭が子どもの急な病気やけがなどの際に安心して子どもを預けることができるよう、引き続き、病児・病後児保育の受入体制づくりを進め、就労と子育てが両立できる環境づくりを推進していくべきである。

加えて、男性育児休業取得者の増加やテレワークの普及などの社会環境の変化を踏まえ、妊娠・出産期も含め、男性が育児・家事に主体的に参画していけるような取組を進めることが大切である。このため、経営者と社員を含め企業全体における理解促進を図るほか、育児スキルの妊娠期からの習得や、男性同士の交流による不安軽減など、産後すぐに男性が育児に関われるような意識啓発、男性の子育て不安の解消につながる支援施策をより一層推進していくべきである。

障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもとその保護者に対しては、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係者が連携して、保育所等での受け入れを可能とする体制を整備するとともに、全ての子どもが一緒に教育・保育を受けることができるように一人ひとりの様態や成長に合わせた支援を充実していくことが求められる。

また、発達障害については、5歳児健診等の乳幼児健診等を活用して早期発見することや、障害の特性に応じた支援を行うことができるよ

う関係者の研修などの取組を強化することに加え、保護者等が身近に相談できる窓口の周知を図ることが重要である。

4 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

子どもの生きる力を育むため、幼児期からの教育・保育により、子どもの自信や自己肯定感を育み、将来にわたる人格形成の基礎を培うとともに、青少年に対しても、将来の自立した生活に必要な幅広い知識や教養、豊かな人間性を身に付け、体力の向上を図り、健康な心身を形成することができるよう、教育・保育等の関係者と連携し、教育環境の整備に努めるべきである。

また、家庭や地域の教育力・養育力の低下が指摘され、悩みや不安を抱える家庭の孤立化が懸念されていることから、児童生徒や保護者へのカウンセリングや相談の場の提供及び親の学びの機会を充実させるとともに、子どもの健全育成にも資する地域の子ども会活動の支援や、児童館、青少年団体関係者などの指導者の研修・交流機会を確保し、社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進していくことが重要である。

さらに、子どもたちが、生涯にわたり健全な心身と豊かな人間性を育んでいくことができるよう、食育に対する県民の理解を深め、それぞれのライフステージに応じた健全な食生活の実践につなげていくことが重要である。

加えて、次代の社会を担う子どもが、子どもを生み育てることの意義等について理解を深めることが重要であり、乳幼児との触れ合いや、育児体験の機会の充実を図る必要がある。

5 虐待・貧困等に対する社会的支援

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は近年高止まりの傾向にある。このため、未然防止や早期発見・早期対応が何より重要であり、

引き続き児童虐待に関する啓発を徹底するとともに、児童相談所の体制強化、市町や保育所、学校等の関係機関との連携強化や対応力向上に向けた取組が必要である。さらに、出産前からの支援が必要な妊婦や要支援児童等に対し、各市町がワンストップで相談対応を行う「こども家庭センター」と連携を図るほか、地域において児童相談所の機能を補完する児童家庭支援センターによる支援を充実するなど、地域における相談支援体制を強化していく必要がある。また、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、産前産後の2か月程度、24時間の見守り体制で母子の健康管理、食事提供など生活面をサポートする「妊産婦等支援事業」の継続は重要である。

被虐待児など社会的養護を必要とする子どもへの支援は、保護だけでは完結しない。その後続く養育の充実を中心に支援を進める必要があることから、できる限り家庭的な環境で生活できるよう、里親やファミリーホームへの委託の推進や、児童養護施設や乳児院においても、ケア単位の小規模化や地域分散化を図るとともに、養育に携わる者の質の向上に努める必要がある。

また、児童養護施設等の職員においては、子どもの心身や家庭環境など複合的な課題があるケースの支援対応にあたって、職員の精神的負担が大きいため、近年、メンタルヘルスの不調による休職・離職が課題となっている。こうしたことに対応したメンタルヘルス研修の充実などに取り組む必要がある。

一方、保護や措置の決定場面や、その後の生活の場面において、子どもの意見を踏まえた支援がなされることが必要であることから、子どもが自らの権利を知り、意見や希望を安心して表明できる機会を確保し、その意見を尊重して権利擁護を推進する環境を整えることが重要である。

さらに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右される

ことがないよう、ひとり親家庭等への経済的支援や保護者の就労支援、子どもの居場所づくり、子ども食堂の開設促進、ソーシャルワークの充実などにより、子どもたちが健やかに育成される環境の整備を進めるとともに、就学前の教育・保育をはじめ、低所得世帯の子どもに対する教育の機会均等のための学習支援、養育費や親子交流に関する取り決めへの支援なども重要である。

ヤングケアラーについては、保護者カウンセラーの配置やSNSを活用したピアサポートやキャリア相談支援に取り組んでいるが、家庭内の問題とされ潜在化しやすいことから、引き続き、教育や高齢者・障害福祉など関係機関の職員への研修等の実施といった更なる認知度向上への取組や、本人が気軽に相談できる環境の整備などを通じて、そうした子どもの早期発見・早期支援を図るとともに、本人の想いに耳を傾け、寄り添いながら、保護者を含めた家族全体を支援する体制整備を図る必要がある。

6 ワークライフバランスの推進

ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現は、働いている全ての人にとって重要な課題である。

特に、子育て期においては、親子がともに過ごす時間は、家族の絆を深めるとともに、子どもの成長にも大切な時間であり、長時間労働や仕事優先の働き方の見直しが求められる。

企業におけるワークライフバランスの取組の拠り所である一般事業主行動計画の策定について、「いしかわ子ども総合条例」により令和8年4月から従業員21人以上49人以下の企業に義務化されることから、策定した企業に対し、計画の着実な実行や内容の充実など質の向上に向けた支援を引き続き行っていくことが重要である。

また、女性だけでなく男性の育児・家事の積極的な関わりの視点や、

人材の確保・定着の観点からも仕事と生活が両立しやすい職場環境づくりが実践されるためには、経営者の意識改革に加え職場全体による取組が不可欠である。このため、過重労働による健康被害につながることを懸念される長時間労働の是正やテレワークを含めた多様で柔軟な勤務形態の導入など、企業等が規模の大小にかかわらず業種や従業員数などの実情を踏まえながら主体的に取り組んでいくよう、支援を強化していくことが求められる。

さらに、改正育児・介護休業法を踏まえ、企業における男性育児休業取得の促進を一層後押しするための環境整備に加え、男性に向けた意識啓発や育児休業期間中の経済的安定を図るなど、不安なく育児休業を取得できるような支援の強化も求められる。

7 子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有

「こども基本法」の基本理念では、全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを定めており、政策立案の過程において、子どもや若者の声を聴き、政策に反映していくことが重要である。

「いしかわ子どもの権利基本条例」が令和7年12月に制定されたところであり、これを契機として、子ども・若者を多様な人格を持った個人として尊重し、その権利を保障し、最善の利益を図るため、子ども・若者の意見表明機会の確保や意見の施策への反映を検討するとともに、県民の子どもの権利に関する理解促進を進めていくことが求められる。

8 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興

未曾有の大災害となった令和6年能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興に向けては、被災地域の方々や、国・関係機関と連携を密にして、児童福祉施設等の復旧、被災した子どもの居場所づくり支援、保

育所等への巡回支援による心のケアなどの取組を着実に進めていくことが求められる。

特に、震災等を経験した子どもたちの中には、時間の経過とともに不安やストレスなどの影響が表れているケースも見られる。こうした現状や課題を踏まえ、子どもの発達段階に応じた、中長期的な心のケアの取組が必要である。